

「南海トラフ地震防災対策推進地域」及び 「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」の指定基準について

【南海トラフ地震防災対策推進地域の指定基準について】

（１）震度に関する基準

震度 6 弱以上（関係都府県等が管轄地域内の防災対策を検討するために個別地域の状況を踏まえて実施した被害想定や防災アセスメントの結果、震度 6 弱以上となる市町村を含む。）

（２）津波に関する基準

「大津波」（3 m 以上）が予想される地域のうちこの水位よりも高い海岸堤防がない地域

（３）過去の地震による被害

- 過去に発生した南海トラフ地震で、特殊な地形の条件等により大きな被害を受けた地域については、次の南海トラフ地震でも同様の被害を受けないとはいえないため、これを配慮した地域とする。
- 「過去に発生した地震により大きな被害を受けた地域」という判断は、確かな古文書・調査記録などに記録された個々の市町村の被害記録を基に、当該地域の揺れを震度階級に換算したものが震度 6 弱以上となる市町村とする。

（４）防災体制の確保等の観点

「周辺の市町村が連携することによってはじめて的確な防災体制がとれる地域については、防災体制等の観点からこれを配慮した地域とする。」こととし、その具体的運用は以下の通りとする。

- ・ 広域防災体制の一体性（消防、水防、医療、ごみ処理、上水道など）
- ・ 周囲を指定候補市町村に囲まれている市町村

【南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定基準について】

- 陸上において津波により 30 cm 以上の浸水が地震発生から 30 分以内に生じる地域とする。

※ 各府県独自の被害想定において、地震の揺れに伴い堤防が沈下する等の設定で、津波が到達する前に浸水が発生するという想定の場合は、「30 分以内の津波による浸水」とはみなさないものとする。

- 特別強化地域の候補市町村に挟まれている沿岸市町村については、防災体制の確保の観点から、これを配慮した地域とする。
- 同一府県において市町村が実施する津波避難対策の一体性の確保を図る必要が高い場合は、弾力的に対応するものとする。その際、浸水深や浸水面積、人口分布等の地域の実情を踏まえ、現状津波からの避難が非常に困難であることから、津波により多数の死者が発生することを考慮するものとする。